

## 治

たす役割を示しています。 その主人 る第3章 んが主人公です。 まちづくりでは、 事業者等がまちづくり 人公としての権利や青 (第8条~第10条) 今回、 市民の皆さ 説明す は

## 市民の権利

る権利を有します。」 を行う権利を有するととも 市民がまちづくりを自ら行 執行機関等が行う政策の 執行及び評価の過程に 自らの意思を表明す 自らまちづくり

自らの意思を表明できること う政策形成からその評価まで うことができることと、 執行機関等が行 します。 市政

第9条 「市民は、 市民自治の主体

> に責任を持つものとしま づくりに参加するに当たっ であることを自覚し、 自らの発言及び行動 まち

す。 する際に、 市民がまちづく その発言や行動 りに参加

ことを責務としています。 事業者等の役割

の主体としての責任を持つ

の影響を考慮し

市民自治

役割を持ちます。」 まちづくりを推進する 責任を認識

を持つことを定めています。 は ※事業者等=市内で主に経 済活動としての事業を行 う企業などの法人の組織 事業者等も地域社会の てまちづくりに参加す ほかに公益的活動を りに参加する場合に て責任を自覚し、 八事業主を指 いりを推進する役割 その従業員がま 慮するなど、 します

323

行う組織も含めます。